

# 食品等の自主回収報告制度

◇食品等の自主回収を行う場合の報告が義務づけられます（平成29年4月1日～）

平成29年4月1日から、「福岡県食品の安全・安心の確保に関する条例」の規定に基づき、健康への悪影響の未然防止や健康被害の拡大防止の観点から食品関連事業者が食品等（食品、添加物、器具又は容器包装）の自主回収を行う場合、その着手時及び終了時に県・保健所設置市への報告が義務づけられます。

県・保健所設置市は、食品関連事業者から報告された内容をホームページで公表し、広く県民に周知します。これにより、食品等の回収を促進し、健康被害の未然防止や拡大防止を図ります。

## 報告を行う事業者

県内に食品等の製造、輸入、加工又は販売の事業を行うための施設（事務所、事業所、工場、倉庫等）を有し、食品等の自主回収を行う事業者です。

## 報告が必要な自主回収

次のような理由で食品等の自主回収を行う場合は、県・保健所設置市への報告が必要です。

- ① 食品衛生法に違反した場合
- ② 消費期限又は賞味期限を本来の設定よりも長く表示した場合
- ③ 原材料表示からアレルギー原因物質（特定原材料に限る）の表示が欠落した場合
- ④ 保存方法の表示基準に違反した場合
- ⑤ 適切な衛生管理が行われていないことにより、意図しない微生物、化学物質又は異物が含まれ、若しくは付着した場合又はその疑いがある場合
- ⑥ 食品等によるものと疑われる健康被害が現に生じている場合において、同様の被害の原因となるおそれがある場合
- ⑦ 行政処分の対象となった食品等と同種又は類似の食品であって、同様の違反のおそれがある場合

## 報告する内容

○自主回収に着手した場合

「自主回収着手報告書」（福岡県食品の安全・安心の確保に関する条例施行規則（以下「施行規則」という。）様式第1号）に、回収する食品等の商品名（名称）や食品等を特定する情報等の必要事項を記載し、速やかに報告してください。

○自主回収を終了した場合

「自主回収終了報告書」（施行規則様式第2号）に必要事項を記載して、速やかに報告してください。

## 報告書の提出先

管轄する県保健福祉（環境）事務所又は市保健所等に提出してください。（裏面参照）

食品等の自主回収報告の報告先

所管区域	報告先	電話番号	住所	
福岡県	筑紫野市、春日市、大野城市、 太宰府市、那珂川市	筑紫保健福祉環境事務所	092 (513) 5582	大野城市白木原 3-5-25
	古賀市、糟屋郡	粕屋保健福祉事務所	092 (939) 1744	糟屋郡粕屋町戸原東 1-7-26
	糸島市	糸島保健福祉事務所	092 (322) 3268	糸島市浦志 2-3-1
	宗像市、福津市、中間市、 遠賀郡	宗像・遠賀保健福祉環境事 務所	0940 (36) 3318	宗像市東郷 1-2-1
	直方市、宮若市、鞍手郡、 飯塚市、嘉麻市、嘉穂郡	嘉穂・鞍手保健福祉環境事 務所	0948 (21) 4817	飯塚市新立岩 8-1
	田川市、田川郡	田川保健福祉事務所	0947 (42) 9378	田川市大字伊田 3292-2
	朝倉市、朝倉郡、うきは市、 小郡市、三井郡	北筑後保健福祉環境事務所	0946 (22) 2741	朝倉市甘木 2014-1
	柳川市、みやま市、大川市、 三潞郡、 八女市、筑後市、八女郡、 大牟田市	南筑後保健福祉環境事務所	0944 (72) 2162	柳川市三橋町今古賀 8-1
	行橋市、豊前市、京都郡、 築上郡	京築保健福祉環境事務所	0930 (23) 2245	行橋市中央 1-2-1
北九州市	北九州市保健所 東部生活衛生課	093 (522) 8728	北九州市小倉北区馬 借 1-7-1	
	北九州市保健所 西部生活衛生課	093 (642) 1441	北九州市八幡西区黒 崎 3-15-3	
	北九州市保健所 食品監視検査課	093 (583) 2042	北九州市小倉北区西 港町 94-9	
福岡市	東区	東区保健福祉センター	092 (645) 1111	福岡市東区箱崎 2-54-27
	博多区	博多区保健福祉センター	092 (419) 1126	福岡市博多区博多駅 前 2-19-24
	中央区	中央区保健福祉センター	092 (761) 7356	福岡市中央区舞鶴 2-5-1
	南区	南区保健福祉センター	092 (559) 5162	福岡市南区塩原 3-25-3
	城南区	城南区保健福祉センター	092 (831) 4219	福岡市城南区鳥飼 5-2-25
	早良区	早良区保健福祉センター	092 (851) 6609	福岡市早良区百道 1-18-18
	西区	西区保健福祉センター	092 (895) 7095	福岡市西区内浜 1-4-7
久留米市	久留米市保健所	0942 (30) 9726	久留米市城南町 15-5	

「福岡県食品の安全・安心の確保に関する条例」全般についてのお問い合わせは、こちらへお願いします。

福岡県保健医療介護部生活衛生課食品衛生係

電話 092 (643) 3280 FAX 092 (643) 3282

生活衛生課ホームページ: <http://www.pref.fukuoka.lg.jp/soshiki/4400308/>